船橋市教育委員会会議11月定例会会議録

1. 日 時 平成26年11月10日(月) 開 会 午前10時00分 閉 会 午前11時55分

2. 場 所 教育委員室

出席委員	委	員 县	芝				Щ	本		雅	章
	委員長職務代理者					鎌	田		元	弘	
	委		į	1			石	坂		展	代
	委		į	1			佐	藤		秀	樹
	教	育	ł	麦			松	本		文	化
	出席委員	委員委	委員長職 委 委	委員長職務代理 委 委	委員長職務代理者 委 員 委 員	委員長職務代理者 委 員 委 員	委員長職務代理者 委 員 委 員	委員長職務代理者 鎌 委員 石 委員 佐	委員長職務代理者 鎌 田 委 員 石 坂 委 員 佐 藤	委員長職務代理者 鎌 田 委 員 石 坂 委 員 佐 藤	委員長職務代理者 鎌田元 委員 石坂展 委員 佐藤秀

4. 出席職員 教育次長 松 田 重 人 金 子 公一郎 管理部長 古 橋 章 光 学校教育部長 生涯学習部長 瀬 上 きよ子 学校教育部参事兼指導課長 松本 淳 佳 之 生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 生涯学習部参事兼青少年課長 鈴木 隆 教育総務課長 度 会 益 己 良平 施設課長 小 川 学務課長 棚田康夫 保健体育課長 向 笠 真 司 総合教育センター所長 赤熊 一英 文化課長 田久保 里 美 財務課長 廣瀬 清 美 石 井 義 男 生涯スポーツ課長

青少年センター所長

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第57号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について 議案第58号 平成26年度船橋市一般会計補正予算(教育に関する事務に係る部分)

大 月 秀 夫

について

第59号 船橋市立湊中学校校舎改築工事請負契約の変更について

第3 報告事項

- (1)「後期教育振興基本計画(素案)」について
- (2) 市立船橋高等学校全国大会出場等の報告について
- (3) 船橋市教育友好使節団小・中・高校生西安市派遣報告について
- (4) 平成26年度第24回教育フェスティバル実施報告について
- (5) 平成26年度船橋市特別支援教育振興大会合同発表会・合同作品展について
- (6) 平成27年船橋市成人式について
- (7) 第1回ふなばしミュージックストリート報告について
- (8) 船橋市青少年相談員連絡協議会創立50周年記念式典の開催について
- (9) 一宮ふれあいキャンプの実施報告について
- (10) 2014スポーツの祭典の実施報告について
- (11) 第59回成人の日記念 船橋市民駅伝競走大会について
- (12)海老ヶ作貝塚について
- (13) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから、教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

10月16日に開催しました教育委員会会議10月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

議事に入りますが、議案第58号及び議案第59号については、船橋市教育委員会会 議規則第14条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。

初めに、議案第57号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

本冊の1ページをご覧ください。議案第57号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」です。このページは改正文です。内容につきましては新旧対照表で説明いたしますので、3ページをご覧ください。

まず、船橋市教育委員会事務決裁規程ですが、これは教育委員会の事務の専決、代決、その他の事務処理について必要な事項を定める訓令です。

市長事務部局でも同様に、市長の権限に属する事務の専決、代決、その他の事務処理について必要な事項を定める船橋市事務決裁規程がございます。

今回の改正は、船橋市事務決裁規程、市の事務決裁規程の一部が改正され、平成26年10月1日から施行されておりますので、船橋市教育委員会事務決裁規程もこれと整合を図るために一部を改正するものでございます。

まず、第4条をご覧ください。これが、今回の主たる改正部分です。第4条第1項は、 教育長の決裁事項は何か、部長や課長の専決事項は何かを定めているものでございます。 ここに第2項が新たに加わります。

第2項、教育長の権限を委任された者、例えば公民館の使用許可などは公民館長に権限が委任されております。教育長の権限を委任された者の決裁事項及び前項に規定する専決事項のうち、窓口等で即時に処理すべき事項であって、定型的な処理が可能であるものについては、決裁責任者があらかじめ指定する職員が当該事項を処理することができるという規定です。

具体的にどういうものが該当するかといいますと、例えば、住民票の交付です。これは、課長の専決事項と規定されていますが、一つ一つ課長まで決裁をとって交付はしていません。実際は窓口で係員が即時に交付しています。

今までの規定が第4条第1項のみしかなかったので、規定上、住民票の交付はその都度課長決裁をとらなければならないわけですけれども、実際はそうではありません。今までの規定が実態に即していなかったので、今回、第2項を加えて、実態に即するよう規定の整備を図ったものでございます。

さらに、「この場合において、当該事項の決裁責任者は、当該処理をする職員に必要な指示を与え、十分にこれを監督しなければならない」と規定します。これは、ただ職員に事務を処理させるだけでなく、十分監督しなければならないということを規定したものでございます。

教育委員会で該当する例といたしましては、公民館の使用許可のうち、定期的に利用 している団体に対する使用許可などがこれに該当いたします。新たな使用団体であると か判断を要する場合などはこれに該当しませんので、時間がかかっても、館長の決裁は 必要と思われます。

次に、第3条に戻ってください。これは決裁の順序を規定するものです。現行は右側です。原則として、係長の意思決定を受けた後、決裁を受けていくという規定でしたが、係長が置かれていない課や教育機関がございます。例えば、指導課や青少年課、生涯スポーツ課などです。そこで左側です。括弧書きの中です。(係長が置かれていない課にあっては、課長があらかじめ指定した者)という文を加え、実態に即した規定に整備するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。第5条は、「前条」を「前条第1項」に改めていますが、これは第4条第2項を加えたための規定の整備です。

今回の改正により事務の取り扱いに変更が生じるというものではなく、実態に即するように規定を整備するものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【鎌田委員長職務代理】

一つ教えていただきたいのですが、中身ではなくて、規定の一部を改正する訓令というのがあるのですけれども、訓令というのはどういう位置づけになるのでしょうか。通常、庁内内部の運用上の一つの細則みたいな位置づけなんですよね。一般市民に公表していこうという位置づけになるのでしょうか。

【教育総務課長】

条例、規則とは違いますけれども、内部の決まりごとを規程形式にきちんと改めたものが訓令となります。訓令にあっても、市民のほうには公開いたします。

【委員長】

よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

ちょっと細かい問題ですけれども、第3条のところ、「主管の係長」は、「の」でなくて「主管係長」が置かれている、それでいいのではないかと思います。「の」が入っているというのが、私はよくわからないのですけど、いかがですか。

【教育総務課長】

まず、市長部局のほうの事務決裁規程がこのようだったので、倣ったというところもありますけれども、「主管係長」という一つのつながった名詞ではなくて、「の」というのを入れたのだと思います。市長部局のほうに倣ったというところが実態です。

【委員長】

「の」は入れないから、新しいのは、「係長が置かれて」というところからで十分なような気が私はしましたけれども。

【教育総務課長】

「係長」といいますと、課の中には複数置かれている場合もありますので、その事務、 その事務の主管の係長という意味で、やはり「主管の」を入れて規定しています。です ので、ほかのラインの係長というふうに紛らわしくないように、その事務のラインの主 管の係長ということで、あえて「主管」というのを入れております。

【委員長】

そのほか何かございますか。よろしいですか。

それでは、議案第57号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第57号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第58号について、教育総務課、施設課、保健体育課及び社会教育 課、説明をお願いいたします。

議案第58号「平成26年度船橋市一般会計補正予算(教育に関する事務に係る部分) について」は、教育総務課長、施設課長、保健体育課長及び社会教育課長から説明後審 議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第59号について、施設課、説明をお願いいたします。

議案第59号「船橋市立湊中学校校舎改築工事請負契約の変更について」は、施設課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

それでは、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)について、教育総務課、報告をお願いいたします。

【教育総務課長】

後期教育振興基本計画(素案)について、ご報告いたします。資料は、「船橋の教育(後期教育振興基本計画)素案」と表紙に書かれました冊子でございます。

本年5月、船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会に、後期 教育振興基本計画のあり方及び教育課題に関する検討を行うことを諮問しておりました ところ、11月7日に答申をいただきました。それがこの冊子でございます。

「船橋の教育」は平成22年4月に策定しましたが、10年間を見据えた教育の姿、 教育振興ビジョンと、平成22年度から平成26年度までの5年間に実施すべき教育施 策ごとの事業計画、教育振興基本計画、この2つから構成されております。

今回の諮問では、平成27年度から31年度までの次の5年間に実施すべき事業計画、後期教育振興基本計画について諮問をいたしましたが、策定を進める中で、教育振興ビジョンの部分にも一部見直しの必要があると答申されましたので、その部分についてご説明いたします。

まず、8ページをご覧ください。2つの教育目標につきましては変更ございません。 次に9ページ、目標実現のための8つの基本方針についても、変更はございません。 次に、10ページから17ページには施策の体系が示されております。基本方針に基づく推進目標についても変更はございません。一部変更があるのが、推進目標の下にある施策の部分です。

一例を申し上げますと、16ページ、推進目標3、「(施策2) 地上デジタル放送への対応」については、既に対応し終わりましたので、後期計画では削除ということになっております。

そして、10ページから17ページに記されている施策のうち、太枠で囲まれている のが重点施策でございます。

そして18ページ、新たに「後期重点施策3つのキーワード」として、「未来」「学び」「つながり」と、親しみやすく、わかりやすく、3つのキーワードをつくり、重点施策をそれぞれ分類いたしました。なお、分類につきましては、今後、一層の整理が必要かと考えております。

それでは、19ページ以降が後期教育振興基本計画です。20ページから22ページ

までが、前期にはなかった新規事業です。23ページから27ページまでが、統廃合などを行った事業でございます。28ページ以降が、後期の具体的な事務事業となっております。2つの教育目標、8つの基本方針、25の推進目標、66の施策、ここまでが教育振興ビジョンです。そして、264の事務事業、これが後期教育振興基本計画となります。

今後のスケジュールですが、この後、字句の修正や、ほかの部署との施策との整合性などを改めて検討し、教育委員会としての素案を作成いたします。今月下旬には議会に報告し、12月下旬からはパブリックコメント手続を行う予定です。そして、2月の教育委員会会議に議案として提出し、3月に議会へ報告する手順で進めてまいります。

以上、ご報告いたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

18ページの3つのキーワードというのが加わったということですけれども、キーワードを設置することによって、どういう狙いがあるのかということを教えていただけますでしょうか。

【教育総務課長】

短い言葉の「未来」「学び」「つながり」ということで、わかりやすくアピールするというか、簡単に、この3つのキーワードで、私たちは後期重点にするんだよということをキャッチフレーズのように示したいと思いまして、これを3つ選びました。

【鎌田委員長職務代理】

あわせてですが、広く市民にこの「船橋の教育」を知ってもらうというようなことであれば、例えば、冊子で提供するだけではなくて、キャッチフレーズでうまくまとめていって、概要版というか、パンフレットというか、その辺の作成のご予定はあるのでしょうか。

【教育総務課長】

これについては、そのようなことで検討してまいりたいと思っております。

【石坂委員】

お疲れさまでございます。また大変な作業が始まるところですけれども、この「はじ

めに」のところで、できるだけ具体的な目標を示しながら作成していくというふうに書いてあるのですけど、まだ、この中身がそれほど具体的ではないというか、むしろ、余り丁寧ではないですけれども、前期教育基本計画書と比べると、まだいろいろ資料も差し込まれてくると思うのですが、今回、平成22年からの5年間が前期で、今度後期ということで、一応10年というくくりで終わるので、そんなに変える必要はないのではないかと。前期のときは「羅針盤」が載っていて、船橋の進む方向も、イメージがすごく伝わるものがあったので、あえてというか、特別変えなければいけないのでしょうか。新規の施策であったり、統廃合しなければいけないものはいいですけれども、変える必要がないところは、そんなにいじらなくていいのではないかという気がします。

あと、もとになるデータが、以前、前期のときには、市民の方のアンケートとか、いろいろ具体的なものがあったと思うのです。今回は点検・評価からの検証ということで、それも考えられていると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

【教育総務課長】

教育振興ビジョンについて、中身としては、特には変わっていないのですけど、つくりとして、確かにその「羅針盤」はなくなったりはしています。これは答申なので、これから教育委員会としての案をまとめるときには、また考えさせていただきたいと思います。

あと、元データにつきましても、前回載っておりましたので、こちらについても考え させていただきたいと思います。

【佐藤委員】

すみません、勉強不足なので、ちょっと教えていただきたいのですが、ここで後期の ビジョンを作成するに当たって、前期の反省点みたいなものの細かい部分というのは、 もともとあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

【教育総務課長】

こちらの答申の中にはそのようなものは載ってはいないのですけれども、法律の中で、 教育委員会の事務に関しては、毎年点検して、評価しなければいけないというのがあり まして、毎年、この「船橋の教育」の事業について、点検・評価をしております。こち らには載っていないのですけれども、毎年評価しております。

【委員長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

それでは、一応要望としてお話をさせていただきますけれども、やはり、問題点があってそれを改善していくということも、細かい作業の中で多分入ってくると思いますので、その問題点のチェックしたものをいただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

【委員長】

よろしいですか、それは要望で。

【教育総務課長】

では、点検・評価、以前したものをお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

そのほか、何かご意見、ご質問ございますか。

【石坂委員】

あと、各基本方針の中の施策で、それぞれ、№.1でしたら継続、№.2は新規、№.3が継続とか、こうなっていますけれども、並び順なども、新規が先に来るとか、何かちょっと見やすい工夫があったほうがいいかなと思います。

【教育総務課長】

例えば、後期教育振興基本計画の中の部分でしょうか。

【石坂委員】

例えば、29ページですと、1番が継続事業で、2番が新規事業、また3番が継続事業でという、新規と継続が入り交じっているので、何か順番に理由があるのでしたらまた別ですけれども、新規事業を一番上に持ってくるとか、31ページもそうですね、新規事業、8番が途中に入っている。見やすさとかそういうのも考えていくと、先に出すとか、この方針の中の最後にまとめるとか、最終的に市民の方に公表していくわけなので、そういったことをお願いしたいと思います。

【教育総務課長】

では、その辺についても、見やすいように検討させていただきます。

【委員長】

今の意見を踏まえて、改善できるものは改善して、また示していただければと思います。

それではよろしいですか。続きまして、報告事項(2)について、学務課、ご報告お願いいたします。

【学務課長】

市立船橋高等学校全国大会出場等のご報告をさせていただきます。

まず、資料にはございませんが、先月行われました千葉県高等学校駅伝大会におきまして、市立船橋高校女子が優勝し、平成19年以来7年ぶりの全国高校駅伝大会への出場を決めております。男子は残念ながら2位でしたが、11月22日に行われる南関東大会の成績いかんでは、全国大会への出場の可能性も残されており、健闘を期待しておるところであります。

また、男子バスケットボール部は、既に9月に行われました県大会において、12月23日より始まる全国高等学校バスケットボール選手権大会、「ウインターカップ」と呼ばれておりますが、そちらへの出場も決めております。

すみません、飛んで資料の6ページですが、このほか、昨日、男子・女子、それぞれのバレーボールの県大会の決勝戦が行われました。市立船橋高校も男女それぞれ決勝へ進んだのですが、惜しくも破れて全国大会への出場を逃しております。

また、資料にはございませんが、女子のソフトボール部も県大会決勝へ進んだのですが、同じように準優勝ということで、全国への出場を逃してしまいました。

資料の5ページです。男子のサッカー部ですが、昨日の準決勝戦で延長戦の末、八千 代高校に1対0で勝利し、16日行われます決勝戦へと駒を進めました。決勝戦の相手 は、流通経済大柏高校となっております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項(3)について、指導課、報告をお願いいたします。

【指導課長】

それでは、資料の本冊 7ページをご覧ください。船橋市教育友好使節団小・中・高校 生西安派遣事業のご報告でございます。

本事業につきましては、10月21日(火)から10月25日(土)に、各小・中・ 高等学校の代表児童生徒40名と、松田教育次長が団長、石坂委員が副団長ということ で、引率10名、計50名で、友好都市である西安市に訪問してまいりました。

目的といたしましては、そこの目的の欄に記載されているとおりなのですが、特に、

直接体験をすること、西安市の歴史とか文化ですね。それから、児童生徒と直接交流することによりまして、相互理解、文化理解をした中で、将来、国際社会で活躍する人材を育成したいということでございます。多少、飛行機の遅れや日程の変更などがございましたが、全行程を無事に遂行することができました。

活動につきましては、大雁塔小学校、育才中学校、第八十五中学校へ学校訪問いたしまして、校長先生をはじめ、教職員の先生方、児童生徒から大変な歓迎を受けました。非常に友好交流の確かな手応えというものを感じてきたところでございます。児童生徒のほうは、学芸会、交流会等、それから、美術や音楽の授業に参加いたしまして、中国の学校生活を体験することができました。

また、ホームビジットで、半日なのですが、一人一家庭、家庭訪問をいたしました。 遊びや買い物など、それぞれ交流をいたしまして、非常にいい思い出がつくれたのでは ないかと思います。最終日の朝に中学生が見送りに来て、涙の別れ、抱き合って別れを 惜しんでいる姿が非常に印象的でございました。

そのほかに、歴史的な遺産について数多く見学をいたしまして、博物館とか城壁とか、 大雁塔とか兵馬俑とか、間近に見て直接体験できましたので、非常に有意義であったと 思います。

22日には、市の代表団、市民団と合流いたしまして、友好都市提携20周年記念パーティーに参加いたしました。そこで、西安とのつながりということを感じられたのではないかと思っております。

一番最後の日ですが、さよならパーティーでは、児童生徒が歌とか踊りとかを通しまして交流をしたわけですが、特に、船橋市の児童生徒の代表が英語で自分たちの住む船橋について発信することができまして、中国の生徒は英語が非常にできますので、ほとんど英語で会話をするというような状況でございました。

今後、この事業につきましては、さらに交流が活発にできるように、作品交流と人的な交流が隔年になっていますので、さらに工夫して事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

このたびは、友好都市提携20周年記念の年に、教育友好使節団に参加させていただきまして、大変光栄なことでございました。ありがとうございました。

シルクロードの出発点でもありましたし、長きにわたって栄華を誇るといいますか、

古都西安市を訪れて、本当にたくさんの方の温かい心に触れて、歴史とか文化の奥深さ も知ることができました。

当日、飛行機の都合で西安空港に夜遅く、次の日になるぐらいに着いたのですけれど も、たくさんの方のお迎えがありまして、ホテルに着いてからも、食事をたくさん振る 舞っていただきまして、それ以降も、毎回、食べ切れないほどのごちそうをたくさんい ただきました。

学校訪問のほうも、3 校伺いましたけれども、子供たちが門のところからも、「ようこそ」「ようこそ」という感じで、私たちのことを大変歓迎して待っていてくださって、各学校での学芸会でも、歌とか踊りが多かったのですが、私たちにたくさん見せてくださいました。 華やかな衣装だったり、髪型などもきちんとされていて、練習量も相当だったのではないかと思います。また、船橋の子供たちも、それに応えて交流したという感じでした。それから、校長先生方とも直接お話をする時間がございまして、こちらも大変有意義でございました。

あとは、船橋の子供たちが、各家庭に1人ずつお邪魔するというホームビジットというのがありまして、予定では1日だったのですが、半日お邪魔して、それぞれの家庭で、観光とか食事とかあったようです。それぞれ緊張していたとは思いますけれども、頑張って英語をしゃべったとか、スマホを使って中国語をアプリで訳して、それで何か話をしたとか、子供たちなりの工夫で一生懸命やったようです。

そういったことがありましたので、最後のさよならパーティーでは、そのホームビジットでお世話になった家庭の方々ですとか、学校の先生方ですとか、生徒さんですとか、あと、教育局の皆様もたくさん来てくださったので、またそこで交流ができて、5日間という、1日目と最後の日は移動でしたので中3日ですけれども、いろいろな形で友好交流ができたということで、子供たちにとっては、本当に忘れられない、いい思い出になったと思います。

ただ、子供たちに感じてほしいというか、自分たちが行ったということだけではなくて、これまで20年以上の交流があった上でのことであったこととか、保護者の方ですとか、学校の先生や事務局の皆様とか、大勢の方々の支えがあって来られたということですね。そして、無事に帰って来られたということを忘れないでほしい。そして、次のかけ橋になってほしいと思います。

そして、最後の最後までスケジュール調整に四苦八苦してくださった蘇さんには、心から感謝を申し上げたい。まだ帰って来てお会いしていないのですけれども、ご挨拶に行こうかなと思っています。

西安に行く前に3回打ち合わせがありましたけれども、そのときに、言わなければいけないことがたくさんあって、時間も足りない中だったと思いますけれども、子供たちに、何が一番足りなかったというか、何をもっと打ち合わせでやったほうがよかったかと聞いたら、英語でもっとしゃべれるようにしていたらもっと会話ができたというふう

に言っていましたので、来年というか、今後、そういったことを打ち合わせの中で盛り 込んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。大変ありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか、何かご意見、ご質問等ございますか。

派遣に携わられた皆様方、本当にありがとうございました。団長、副団長を初めとして、今までにないような友好の雰囲気を感じることが、私も今報告を聞いて感じられました。石坂委員にも、教育委員を代表して行っていただいて、ありがとうございました。

【石坂委員】

ありがとうございました。

【委員長】

そのほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(4)及び報告事項(5)について、総合教育センター、報告 をお願いいたします。

【総合教育センター所長】

本冊資料9、10ページ、報告事項(4)、平成26年度第24回教育フェスティバルの実施についてご報告させていただきます。

今年度の来館総数は昨年度より469名増加し、3,492名と過去最高となりました。市長、市議会議長、文教委員長、そして鎌田委員、石坂委員を初め多くの来賓の方々にお越しをいただき、大変感謝しております。

また、算数・数学チャレンジふなばし、社会科作品展、科学論文・工夫作品展等の表彰式につきましては、教育長を初め多くの先生方にもご出席をいただき、賞状を授与することができました。

内容は10ページのほうの写真もございますけれども、今年度もICT教育実践コーナーとして、市立船橋高校の生徒による名前シールや、理科教室のしじみ釣り、飛ノ台史跡公園博物館の移動博物館とワークショップなどの参加型イベントの充実や、市内幼稚園紹介コーナーの展示を工夫するなどの改善を行いました。

また、特色ある教育活動の紹介では、金杉台中学校の生徒による和太鼓演奏を実施いたしました。迫力ある演奏は大変好評でございました。

さらに、プラネタリウム館での特別投影や、視聴覚センターの映画上映など、幼稚園から高等学校まで、さらには学校教育から社会教育までと、船橋の教育の姿を多くの方々に見ていただくことができました。丁寧な接遇にも心がけて、「船えもん」の登場もあり、

来ていただいた方々の、多くの笑顔を見ることができました。

少し混乱が予想されておりました駐車場では、スムーズな対応ができまして、来場者 の方からも、直接お褒めの言葉をいただいております。来年度は今回の成果と課題を踏 まえて、さらに充実して発展させてまいりたいと考えております。

なお、15日から21日まで、「ふなばしCITYNEWS」で内容的なものの放送が 予定されております。

また、総合教育センターのホームページにも、新着情報して作品展の特別賞を受賞した生徒の作品の写真などを掲載いたしましたので、ご覧いただければと思っております。 続きまして、本冊11ページ、報告事項(5)、平成26年度船橋市特別支援教育振興大会合同発表会・合同作品展について、ご報告いたします。

これまで、合同発表会は市内小中学校、特別支援学校が市民文化ホールに集まって開催しておりました。しかし、今年度より、表にございますように各ブロックごとに分散して開催することになりました。これは児童生徒の増加に伴う会場のキャパシティーや、児童生徒の発表時間の確保という理由のほか、より身近な地域の方々に日ごろの学習の成果を見ていただく機会とするためでございます。

また、合同作品展は表にありますように、11月29日に市内中学校、特別支援学校 の作業作成頒布会がございます。いずれも特別支援教育の理解を深めていただくよい機 会にしたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

24回教育フェスティバル、私も土曜日に参加させていただきました。雨で人数がど うかなと思いましたが、相当ふえているというところはご努力の賜物だと思います。

若干感想を述べさせていただきますと、私、去年も参加いたしましたが、特に科学論 文、社会科作品、いずれも本当に優秀な作品ばかりで勉強になりました。

特に、受賞された教育長賞とか議長賞とか市長賞とかの大作、文句のつけようのない 大作ということなのですが、高度で、かつ専門的な中身も当然あるのですが、非常に素 朴な観点の社会科、科学論文が結構あって、そういうようなところがどんどん伸びてい くと、身の丈に合ったというか、中学生や小学生に合った社会科教育、理科教育につな がるかなという、素朴な観点の研究ってすごくいいなというのを褒めてあげたいなとい うのがたくさんございました。

なおかつ、今年は割と丁寧に見たのですが、例えばそこに教科書が並んでいますが、

国語の教科書を読んで、そこから科学作品とか、科学論文とか、社会科のこういう作品をやってみようと思ったという、教科書が大変役立っているんです。特に直に社会科や理科ではない教科書から入ったという、そこら辺が横断的な教科の教え方に役立っているのかなというような感想を持ちました。

算数・数学チャレンジふなばしのほうの表彰式にも参加させていただきましたが、教育長が市内全小・中学校の中から選ばれているのだから、誇りを持ちなさいというお話があって、本当に誇りを持って、特にご父兄がうれしそうに写真を撮っておられたというのが印象的でした。

あと市立船橋のほうも、シールづくりとしじみという非常にICTと素朴な遊びというのをミックスした大変いい企画で、特にあれだけ大きいしじみを前もって準備しておくのは、相当大変なことなのだろうなと思いました。

以上、感想でした。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。

【石坂委員】

今回、展示の仕方といいますか、スペースが結構余裕があったのかどうかわかりませんけれども、見やすい形で展示をされていて、作品が重なっていなかったり、手に取りやすい形で展示されていましたので、見やすかったと思います。

表彰された方もたくさんいらっしゃったと思いますけれども、来年はこんな作品をつくろうとか、こんなのいいね、あんなのいいねという感じで、すごく興味深く見ていらっしゃった方もたくさんいらっしゃいました。毎年、私申し上げていることなのですけれども、フェスティバル1回の展示ではなくて、例えば賞を取ったものはもちろんすばらしいことなのですけれども、たくさんの作品の中から着眼点がよかったものとか、取り組みやすいものはこんなのだよとか、何かそういう子供たちにきっかけになるような作品を、例えば10点ぐらいをどこかの公民館とか図書館とかに展示するとか、こんな大きなイベントは1年に1回しかできないかもしれないですけど、もうちょっと小さな感じで展示していって、もっと興味、関心を持ってもらう。親子でいらっしゃっていることがすごく多いので、ぜひまたこの作品を使って皆さんにPRできたらいいのではないかと思います。よろしければご検討いただきたいと思います。

あと、しじみ取りもすごく今年は人数が多かったですよね。413人ということで。 ぜひこういうイベントは1回にとどまらず、何かの形で何回かやっていただきたいなと 思います。お願いします。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何かございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(6)について、社会教育課、報告をお願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、報告事項(6)、平成27年船橋市成人式について、ご説明いたします。資料は本冊の13、14ページになります。

今年度の成人式は、平成27年1月12日に市民文化ホールを会場に実施いたします。 開催形態は、例年どおり午前、午後の2回開催で、対象者は平成6年4月2日から平成7年4月1日に生まれた方々で、対象人数は、平成26年10月1日現在ですが、5,77人。昨年度は5,396人ですので、約380名ほどふえてございます。

今回のテーマは「感謝と共に拓け『未来』」としました。「未来」と書いて「あす」と 読みます。これは実行委員会の中で成人式のイメージや好きな言葉の中から決めたもの でございます。

また、記念品は昨年度と同様にフォトフレームクロックにいたしました。

内容につきましては、例年どおり式典と20歳のアピールの2部構成で行い、また、 中央公民館では、よりみち広場を開催いたします。

なお、船橋市の成人式の運営は、成人者のOB、OGや20歳の現役を中心に実行委員会を組織して、ボランティアスタッフが中心となり企画・運営するところに特徴があります。

今回は既に新成人6人とOB、OGの5人を交えた実行委員会を開催し、先ほどご説明したテーマや記念品を決めていただきました。

今回の成人式でございますが、まだ20歳のアピールの出演者の申し込みが例年と比べますと非常に少ない状況でございます。皆様のお知り合いの方に本年度の対象者の方がいらっしゃって、楽器演奏や歌やダンスというものに興味がある方がいらっしゃいましたら、ぜひお声をかけていただきますようお願いいたします。

なお、教育委員の皆様には、後日、式のご案内をさせていただきますので、ご出席方 よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項(7)について、文化課、報告をお願いいたします。

【文化課長】

それでは、資料の15ページから18ページ、報告事項(7)、ふなばしミュージックストリートについて、報告させていただきます。

去る10月26日、日曜日、本年度からスタートいたしました新事業、ふなばしミュージックストリートを、天候にも恵まれ事故なく無事に終了することができました。

この事業は、本年度の市政執行方針の中で、一体感を育むまちづくりの推進が掲げられ、その中の一環として音楽のポテンシャルの高い本市ならではの事業ということで、音楽でまちを包み込み、まちを一体化するようにしたものです。

当日は資料にもありますように、来場者数は約8,500人、出演者が102組約800人、ボランティアが178人の約9,500人の方々がかかわってくださいました。

また、今回の特別企画で、アプリを使いましてグランプリを決定したのですけれども、 それにつきましては、KATZE Wind Orchestra (カッツェウインドオーケストラ)が決定 し、来年2月14日に船橋市民文化ホールで単独ライブを行うことになりました。

会場の様子ですが、メイン会場の天沼公園を初め、各会場のすばらしい演奏に道行く 人々が足をとめて、音楽を楽しんでいる様子がうかがえました。

また、各会場のボランティアに、「またやってほしい」という声を残して立ち去る方や、 楽器を担いだ演奏者たちが多くまちを歩いたり、駅周辺が明らかにいつもと違う風景に なっておりました。私も巡回して音楽に包み込まれたなというふうに実感をしておりま した。

今回の事業の大きな特徴なのですが、単なる音楽イベントではなく、市民の力による 市民の音楽イベントになったということです。実行委員組織に音楽団体だけではなく観 光や商業関係者を入れたこと、墨田区、府中市など市域を越えた音楽イベントの実行委 員会の協力を得たことなどが、従来の実行委員会の範囲を超えた活動につながりました。

今回、手づくりのイベントの大変さと同時に、達成感を体感したボランティアの方々が、多分来年も引き続き参加してくれるということを期待しておりますし、また、来場した方や出演者が、ボランティアになってつながっていくことも考えられます。今後も今回の経験や反省を生かし、大勢の方が毎年の開催を楽しみにしてくださるイベントになるよう、市民の皆様と大切に育てていきたいと考えております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

私も行きたいと思って、私のところの大学の学生にも宣伝していたんです。ちょっと 当日時間がとれず行けなかったのですが、こうしたイベントというと、どうしても非日 常的なおまつりというようなことなのですが、こういうような雰囲気が日常のまちづく り、特に船橋でも進めている協働のまちづくりというようなところの土台づくりになる と思うのです。

まちづくりって決して難しいものではなくて、こういうようなわかりやすいところから入っていけるという意味で、大変よかったのではないかなと思います。これからも頑張っていただければと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。

それでは、続きまして報告事項(8)について、青少年課、報告をお願いいたします。

【青少年課長】

報告事項(8)、船橋市青少年相談員連絡協議会創立50周年記念式典の開催について、 ご説明いたします。資料は本冊の19ページでございます。

青少年相談員は、千葉県知事及び船橋市長から委嘱を受け、子供たちのよき理解者、相談相手として活動している制度ボランティアでございます。現在270名の青少年相談員が委嘱されており、各公民館でのハッピーサタデーや子供まつりなどをはじめ、市内5ブロックにおいてブロックごとの活動を行うほか、市内全域の小中学生を対象とした夏の青少年キャンプやスポーツ大会など、さまざまな活動を行っていただいているところでございます。

この青少年相談員により、昭和39年に組織されました船橋市青少年相談員連絡協議会が、今年創立50周年を迎えるに当たり、11月29日、土曜日、市民文化ホールにおきまして記念式典を行います。

当日は2部構成となっており、第1部は青少年相談員の活動報告を含めた記念式典、第2部は記念講演としてダニエル・カール氏を講師に迎え「日米ボランティア活動比較」をテーマに講演会を開催いたします。

船橋市青少年相談員連絡協議会では、これまでの50年の歴史を振り返るとともに、 今後に向けて青少年相談員の活動をより多くの方にご理解いただく機会にしたいとのこ とでございますので、ご報告させていただきました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(9)について、青少年センター、ご報告をお願いいたします。

【青少年センター所長】

報告事項(9)、一宮ふれあいキャンプの実施報告をさせていただきます。資料は本冊 21ページでございます。

本事業は昭和57年度より行われており、今年度で33回目となります。小学4年生から中学3年生の不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象とした宿泊キャンプでございます。

平成23年度よりこのキャンプを船橋市不登校対策事業の一環として位置づけ、キャンプの時前や事後に行う活動も含めた長期プログラムとして、資料1の(3)の日程で 実施いたしました。

また、学校関係者参加型として各小中学校に協力を求め、資料にございますように、キャンプ3日間で39名の学校職員の参加を得ることができました。今年度は14名の児童生徒が参加してくれました。また、14名の学生スタッフが大変意欲的に活動してくれたこともあり、とても充実したキャンプとなりました。

特に印象に残っていますのが、最終日、参加児童生徒全員が自分の言葉で自分の思いをみんなの前で語ることができまして、学生も泣き、我々職員も思わず涙が出たというような場面がございました。

各学校からは、「このキャンプをきっかけに学校行事に参加することができた」、あるいは、「今まで声を出せなかった子が声を出して挨拶ができるようになった」等のうれしい報告も受けております。

先日、最後の取り組みとなります「ふりかえりの会」を実施いたしました。保護者の 方も6名、学校職員も1名の参加を得ることができました。

現在、事後アンケートとして、いろんなアンケートのまとめ、分析を行っております。 今年度、大変すばらしかったと思っておりますが、成果、課題を明らかにして、来年度 に向けて総括をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【鎌田委員長職務代理】

参加、宿泊された児童生徒らが14名ということなのですが、宿泊を伴うというのは、

ある意味参加するのにも相当勇気の要ることだと思うのです。親御さんにしても、本人はもちろん。参加したよということで涙を流しという感動のもとに、それがまた学校に行こうということにつながっているとすると、一押ししてあげられるようなきっかけ、そこの成果がすごく重要だと思うのですけど、14名にお声をかけて参加してもらうところまで、その辺はいかがだったのでしょうか。

【青少年センター所長】

今年度14名ということで内訳が載っておりますが、資料の2番の参加状況(2)で ございますが、青少年センターあるいは適応指導教室、夢のふなっこといった市の不登 校児童生徒の関係機関、ここにかかわっている生徒が全員でございます。

したがいまして、5月ぐらいから各機関で、こういうキャンプがあるのでという声かけをしてまいります。こういった長欠傾向の児童生徒ですから、突然当日行けないとか、それから迷いに迷って、逆に2、3日前にやっぱり行きますという決心をしたり、今年度も女子2名ほどは絶対に無理ですというような話があったのですが、いろんな学校職員、我々関係機関も声をかけて、直前になって、やっぱり行きますというような決意もしてくれました。それぞれに抱えている事情がございますので、その児童生徒に合った支援といいますか、声かけをしてまいりました。

【委員長】

ありがとうございます。

不登校は本当に大変だと思うのですけれども、この14名中、2回目以上が3名というのがあります。去年やおととし実施していて、参加した方が新たにもうこういうものが必要なくなって参加しないとか、それとも、やはり成果が上がらなくて今度は参加しないとか、いろいろケースがあると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

【青少年センター所長】

継続して参加という児童生徒もおりますが、前年度行って、また今年度誘ったんだけれども行かないという生徒もおります。

今、委員長がおっしゃいましたように、学校生活のほうが改善されたというケースも ございますが、残念ながら逆もございます。キャンプに行くこと自体もちょっと苦しい というようなケースもございまして、一概にキャンプに参加したことで、次年度がよく なるというケースばかりではないのですが、中にはもう大丈夫ですというようなケース もございます。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何か。

【石坂委員】

この学生スタッフさんたちはどのような、応募があった20名から選出したボランティア学生ということですが、ちょっと紹介いただけますか。

【青少年センター所長】

主に県内の大学にお声がけをいたします。5月ぐらいから募集をかけていただくということで、4月に主要な大学は私と担当が参りまして、学生課担当の職員の方に説明をしてきました。そしてポスターを掲示していただきます。

その中で、学生みずからが募集してくるというケース、それから今年度は、教職員を 目指す学生を育てている教室から多くの参加がありました。20名というのは、やはり 希望がちょっと予想したより多かったわけでございます。ただ、男女比とか、大学のバ ランスがございますので、5月いっぱいで募集をかけまして、結論は5月末に連絡しま すということで、こちらで調整させていただいてということでございます。

【石坂委員】

大変この方たちがご尽力いただいたことも、この成果に出たと思うのですけれども、 次回でも構いませんが、この方たちからもアンケートはとられるのですか。学生スタッ フさんからもアンケートをいただくんですね。では、この結果をまた何かのときに報告 をお願いいたします。

【青少年センター所長】

最後のふりかえりの会で、全て終えたアンケートも全部いただいております。ただ、 なかなか出席できないという学生もおりますので、まだ郵送されていない学生もいるわ けです。

今、まとめにかかっていますので、年内には全て親御さん、児童生徒本人、学生のほうのまとめができると思いますので、また何らかの形でご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

はい、よろしくお願いします。

そのほか何かご意見ございますか。

それでは、続きまして報告事項(10)及び報告事項を(11)について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

まず、報告事項(10)、本冊の23、24ページになります。今年も10月5日、2014スポーツの祭典を行いましたが、今年については台風の接近に伴い体育館のみということになりました。その結果、参加人数が700名と非常に少なかったわけです。午前10時から午後3時の予定でおりましたけれども、1時間前倒しをしまして、無事に終了しました。

この反省点につきましては、実は平成24年度にも小雨で一部外が使えなくて体育館ということで、3,000名であったと。今回は大きな雨天だったということで、これが大きな反省点として実行委員会のほうから上がってきております。ですので、次年度、10月も台風がたびたび来るということなので、ここら辺については十分この実行委員会で打ち合わせをしておく必要があるだろうということが、今回の大きな反省点でございました。

人数が少なかった割には、中で結構いろいろ楽しむことができた。来た方については 若干喜ばれたという経緯はございますけれども、そういうことがありました。

それから、報告事項の(11)、こちらにつきましては、例年行っております。今年は第59回成人の日記念市民駅伝になります。日時につきましては、例年同じく1月18日、日曜日。これは資料の25から28ページになります。

一番後ろのコースをちょっと見ていただきたいのですけれども、運動公園をスタートしまして、例年、御滝中、船橋北高校、それから東京学館船橋高校をぐるっと回り、豊富小学校を折り返し地点として、フィニッシュの船橋アリーナまで6区間、19.6キロのコースということで例年行っております。

こちらのほうの参加につきましては、男子ということで、中学生、高校生、一般で募集を12月から行っていく予定でおります。

簡単ではございますが、以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

スポーツの祭典は、台風の中の開催ということでどうだったかと思うのですけど、雨の場合はどのように中止とかのご案内はしていたのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

基本的には小雨決行ということで行っております。実行委員会は、市民の団体であり

ますスポーツ推進協議会とスポーツと健康を推進する会が立ち上げてつくっているのですけれども、朝の6時ごろに話し合いまして、決行するかしないかと。それに基づいて、もし中止とすれば連絡網で回せるというところなのですが、話し合った結果、去年は体育館が耐震工事で使えませんでしたが、今年は体育館が使用でき、事前に用意したものがあったということで、やってみましょうという結論になって今回開催されたということです。

ただ、この中に実はウォークラリーがございます。これは船橋駅からと二和から、歩いていくところから運動公園まであるのですけれども、この中で1組か2組、その場所に来たんですけれども、実際やはり雨が強いということで途中でリタイアしたという経緯がございますので、こういった点を踏まえて、次年度はこういう台風、特に雨・風が強い等も含めて検討していくというところが大きな反省点だと伺っております。

【鎌田委員長職務代理】

5番のところで書いてありますけれども、体験したことのないスポーツや遊びを楽しめると。大変いい機会だと思うのです。その後、ここにスポーツのルールの習得の場、これはどういうふうにされたのかわかりませんが、こういう特徴ある中身、スポーツの祭典ならではのものというのは大変いい企画かなと思いました。そういう点も船橋のスポーツの祭典ならではのものを伸ばしていただけたらと思います。

【生涯スポーツ課長】

ありがとうございます。

【委員長】

今のに関連して、関連団体の方の連絡網はわかっているからできると思いますけれども、市民に対してやるかどうか。恐らくこれだけ雨が降っていたらやらないんじゃないかと思って自主的に判断されて、700人しか来なかったのではないかと思うのですけれども、その辺も何か放送みたいなことをできればいいと思いますけれども。

【生涯スポーツ課長】

確かに通知をどうしていくのかというのは今後の検討課題だと思っています。それを また実行委員会のほうにお話ししていきたいと思っております。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。 続きまして、報告事項(12)について、文化課、報告をお願いいたします。

【文化課長】

それでは、文化課の報告事項(12)、資料は別とじになっておりまして、「海老ケ作 貝塚について」という資料をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。今回の海老ケ作貝塚についての概要を記しておりま すので、そちらのほうをご覧になりながらお願いいたします。

船橋市の海老ケ作貝塚は、市内で残された唯一の貝塚を伴う縄文時代の環状集落跡で ございます。これは何も宅地開発がなければ、国の指定になってもおかしくないと言わ れている学術的にも極めて重要な遺跡と言われております。

今回、この遺跡が、通常でしたら埋蔵文化財保護法に基づき記録の保存や現状の保存 という形で保存をしていくべきものだったのですが、事業者との交渉が決裂いたしまし て、遺跡が壊されるという事態になりましたので、その点についてご報告をさせていた だきます。

それでは、次に3ページのほうに「埋蔵文化財取扱の流れ」というフローチャートを 資料として添付をしておりますので、そちらのほうをご覧ください。

平成12年に地方分権一括法によって、国からこの文化財保護法は県に権限委譲をしております。通常であれば、船橋市には包蔵地と言われる文化財が埋まっている場所が約200カ所ございます。その200カ所の中で宅地開発をする場合は、文化課のほうへ協議が必要になってまいります。

このフローをずっと見ていただきたいのですが、まず包蔵地の中であるということで、 県のほうに保護法の93条第1項ということで、土木工事をする届け出の提出をしてい ただきます。それを市から県に進達をするのですが、その結果、県のほうから今度は9 3条の2項に基づいて、県の教育長から通知が出て工事に伴う指示、これはあくまで指 示であり、法的拘束力はないのですが、指示が出ます。

その指示によって、調査が必要ですよという指示のもと、確認調査をするのですが、確認調査までは、今回の事業者の方はきちんと文化財保護法に基づいて実施をしていただきました。というか、こちらの確認調査は全て市費でやっておりますので、事業者の方につきましては、伐採をする等の環境整備につきましては、事業者の方にはご負担いただいておりますが、この確認調査、どういう遺構があって、どういう貝塚があってという、その埋蔵文化財についての確認調査は市費でやっております。

この結果をもって、今回のこちらの貝塚の中には、ほかの部分に比べて非常に密度の 濃い遺構や遺物が発見されたことによりまして、今後は本調査の実施になりますという ところをお話ししたところ、その場で即答として、一銭も協力金という金銭的な協力は しないということを事業者のほうから宣告をされました。

この後、指示でしたり行政指導ということで、調査ができないのであれば、方法を検 討して遺物の現状保存ができないかどうかなど、可能性のある部分についての協議も行ってまいりましたが、こちらの事業者の方につきましては、それも無理ということで拒 否をされたというのが、このフローの流れになって、バッテンがついているところが、 今回遺跡が壊された、通常とは違う部分の流れになります。

5月から6月にかけて確認調査を行ったのですけれども、そのときには、環状集落と申しまして、4万平米のドーナツ型に集落をつくっております。これは中期に見られる特徴でありまして、特に今回の場所は南端で海が望めて、水場が近いということで、非常に遺構も集中をしておりました。その遺存状態も良好であるということが、確認調査でも職員のほうで確認をしておりましたので、協議範囲は全て確認調査をさせていただきたいということをお願いをいたしました。

2カ月から3カ月ぐらいだったら時間は協力するけれども、確認調査の金額は一切出さない、ただし全額を市が負担をするなら時間的な協力をすると、そういう表現をされ、これを市が全額を負担することは、ほかの事業者の方はきちんと協力をしていただいておりますので、そのような著しく公平性を欠くような対応は私どもとしてもできないということです。

その後、記録保存という形でできるかどうかもあわせながら、この学術的な重要性を 鑑み、事業地を買い取って遺跡を現状保存をして、将来の活用を視野に入れて、最善策 と言われている現状保存の検討を行うことになりました。

ここまで来ますと、もう教育委員会だけでは判断ができなくなります。経済発動が考えられるということで、市の政策会議を実施し、本市としては、現状保存をできれば、市の史跡に指定できる価値を有する遺跡でありますので、遺跡の現状保存を目指すという政策会議の決定をいただき、その後、船橋市の文化財審議委員長、副委員長や県の文化財課及び国文化庁へも遺跡の取り扱いについて照会をしたり、指導を仰いでまいりました。

ところが、この政策会議の決定が出たのが8月21日でしたが、こちらのほうではも う事業者のほうから、既に9月1日から工事に着工すると言われておりましたので、こ の短期間の間で面談をしたり、電話をしたり、事業者と私たち含め市長部局の協力も得 まして何度も交渉を続けてまいりました。

その結果、一度は金額的にも折り合いを持っていただき合意をしたのですが、その後、 当初の事業者が土地を購入する際に、民民の土地との隣地なのですが、今回の貝塚に面 している隣地の方とのお約束があったということを、後から事業者のほうからお話を伺 い、その民民の交渉のほうにも市が入るようにと。

また、その後はこの民民の方の土地に道路づけをして、市の建築基準法に係る条件も付され、ここまで来た段階で私ども文化課としては、文化財保護を使命としている課なので、何としても買い取っていきたかったのですが、船橋市として考えていきますと、この条件をのむことは、建築行政に大きな影響を与えるということになった段階で、市費を投入することができないという残念な判断になり、今回のように決裂をして10月から工事に入るというような結果になってしまいました。

市としては、通常、文化財を壊していく事業者の方、壊したことで開発をして利益を 得る事業者の方に、国民共有の財産、市民の財産を壊すことをお金で解決をしていただ く協力金という形で調査金を出していただき、遺跡は壊れるけれども記録は残ると。そ ういう方法をしてきたわけなのですが、今回はその方法を選択することができませんで したので、市としては大英断という現状保存という最大限の努力をしてまいりました。

ただ、埋蔵文化財というのは、地下に埋蔵されており、特定できない性質上、文化財保護法の枠組みの中では、行政指導が限界という見解が一般的になっておりまして、法的権限も県でありますので、市として何もできないという非常に残念な結果になっております。

その県でさえ強制力もなく、厳密に言いますと、先ほどのフローチャートの右側の列です。その下のほうに、包蔵地ではないのですけれども、その包蔵地でないところに工事中に何か遺跡が発見された、そういうときについては、科料の罰則はあるのですけれども、今回のように包蔵地の中では一切それは認められないということでありました。

行政指導の範囲で進めざるを得ない文化財保護法と、一方で宅地開発等の法のすき間が露呈をした事案になり、文化財を保護できなかったという結果になってしまいました。 以上、今回の海老ケ作貝塚の件についてのご報告をさせていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま詳細な報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【鎌田委員長職務代理】

開発許可というか、宅地開発の条件に埋蔵文化財の実施が必ずしも条件ではないということなのでしょうか。

【文化課長】

おっしゃるとおり開発の条件の中には文化財は入っておりません。別途協議というふうになっております。

【鎌田委員長職務代理】

別途協議というときの別途協議も、必ずというような拘束はかけられるのでしょうか。 協議が行われない場合とか協議が不調になった場合に、土地所有者は何らかの瑕疵とい うか、マイナス点は生じるのでしょうか。

【文化課長】

開発のときには必ず関係課、宅地課になりますが、そこの窓口では文化課に回るよう

にと必ず声をかけていただき、その後、文化課に行きますので、そこで協議を行うことにはなります。ここも保護法に基づいて申請をしなくてはいけませんので、包蔵地の土木工事がかかわる場合は、スタートの時点では協議をすることになります。

次に、もし今回のように埋蔵文化財が包蔵地になったまま工事をしてしまった場合、まだ文化課のほうの調査の中では、確認調査が済んでいない地域ということになります。こちらについては、不動産鑑定の評価基準の中で、瑕疵条件の有無ということを記入しなくてはいけない項目がありますので、そういう場合、うちとしては、まだ瑕疵条件のついている土地であるということは事業者の方にお話しすることにはなっていきます。以上です。

【鎌田委員長職務代理】

そういう状況にかかわらず今後強行してしまって、環状集落の跡が破壊されてしまうと、もうないことになりますよね。そうすると、強行してしまった結果はもうないことになるのだから、不動産鑑定上は瑕疵としては書かれないということになるのでしょうか。

【文化課長】

それにつきましては、宅地開発の担当課のほうともう少し協議というか、確認が必要かと思いますので、今後調査をさせていただきたいと思います。

【鎌田委員長職務代理】

やはりその辺、おっしゃるように本当に法律や制度のすき間の問題だと思うのです。 市としてはいろいろ頑張って交渉を続けられて、この該当用地を買い取るというところ まで大変な努力をしていると思うのですけれども、そういうようなところは、もともと 国から権限委譲された県の教育委員会というのは、情報共有なり、ちゃんと当事者とし てのかかわりというのをしていただけているのでしょうか。

【文化課長】

権限委譲をして、今、権限の主体は県にございますので、県のほうから指導というか、 今回は相談をしたりはしておりますが、実際には県も結局は行政指導の範囲でしか動け ないというのが、この法律の大きな弱点というか、そういう状況になりますので、県の ほうといたしましても、実際一緒に現場に行ったとしても何もすることはできなかった というのが現状になります。

【委員長】

そのほかに何かご意見、ご質問ございますか。

【佐藤委員】

新聞に載ってしまったということで、一市民としてこの新聞を見たときに、これは大変だなと思う方が多いとは思うのですが、反面、事業者も大変だなと思う市民も結構いるのではないかという部分もあります。

委員会としては、損失として大きな打撃は受けるけれども、個人攻撃はなるべく避けたほうがいいのかなと感じています。教育長や市長が言われているように、県に対しての要望、国に対しての要望ということを強く訴えていったほうがいいかなとは思います。どうぞよろしくお願いします。

【文化課長】

ありがとうございます。まさしく委員のおっしゃるとおり、今回、我々も何かこれが 文化財保護法を違反して罰則なり何かがありましたら、報道なり、ちゃんと皆さんにお 知らせをしたかと思うのですが、一方で宅地開発のほうでは、きちんと申請をしておら れ、許可も出ておりますので、我々といたしましては、公表というか、ああいう形で記 者会見を開くとかそういうことは一切考えてはおりませんでしたので、事業者の方を非 難とかそういうことでは全くなく、新聞報道でも、法律の縦割り行政ですねと言われた ような表現もありましたが、今回そういうことで県と今後何ができていくのか、文化財 保護法の観点から何ができるのかということを、やはり県と協議をしていく必要がある のかなというふうに考えております。

【佐藤委員】

あと、やはり一番気になるのが、重要性の大小にかかわらず、船橋の市内にも多分文 化財として残っている個人所有のものがいっぱいあると思うので、今後、その辺がこう いう新聞報道になった後に、地主さんがどういうふうなことをするかとか、そういうこ とも含めて、トータル的に検証していただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

鎌田委員。

【鎌田委員長職務代理】

今後、多分、県や国にいろいろ要望を出していくことに進んでいくと思うのですけれども、そういうような場合に、ちょうど法や制度の谷間のことですので、ぜひ宅地開発の担当課や土地計画課と十分協議をした上で、いろいろ要望を出されたり、それを受けとめる県のほうも、担当する教育委員会だけではなくて、担当部署と協議した上で、改善策を十分に練っていただけるような話に持っていっていただかないと、なかなか単独

部署の自分の管轄のところだけでは改善しない問題だと思いますので、ぜひその辺をご 考慮いただければと思います。

【委員長】

それでは、教育委員長としても少しコメントさせていただきますけれども、このたび、 国や県と協力しながら開発業者の協力が得られず、海老ケ作貝塚という貴重な遺跡が失 われたという大変残念な結果になってしまいました。

文化財保護法の限界の中で発生したことであり、今後も予想されることから、文化課には、これからも法の趣旨を丁寧に事業者に説明していただくとともに、今回の件で文化財審議会が臨時に開催されると聞きますので、その内容も踏まえた上で、教育委員会として埋蔵文化財の保護について、国や県などへの要望を考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、報告事項(13)、その他で何か報告したいことがある方は報告をお願いいたします。特にございませんか。

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。これで教育委員 会会議11月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時55分閉会